


令和6年度
ひとり親家庭支援
ほっとブック

子育てをひとりで悩まないための本



 宮 城 県

はじめに

ひとりで悩まず、相談してみませんか？

親にとって、日常生活で子どもの成長を感じることは、とてもうれしいことです。

一方、経済面や育児で悩みや不安を感じることは誰にでもあり、特にひとり親となられた方は、より不安に感じられることもあるのではないのでしょうか。

各自治体や関係機関では、皆さんが抱える悩みや不安を解消し、支援していくため、さまざまな取り組みを行っています。

相談することで不安をやわらげ、前向きに子育てをしていただけるよう、ぜひご一読いただき、生活の安定と自立にお役立ていただければ幸いです。



©宮城県・産プロダクション

目 次

離婚、養育費、親子交流



©宮城県・協プロダクション

	ページ
離婚後の養育費、親子交流について	1
公正証書等作成支援事業	4

手当、年金、助成、貸付等の経済支援



©宮城県・協プロダクション

支 援 内 容		相談窓口	ページ
児童手当	中学校修了前の子どもを養育する方に支給 (～令和6年9月) 高校生年代までの子どもを養育する方に支給 (令和6年10月～)	市 町 村	5
特別児童扶養手当	一定の障害を持つ20歳未満の子どもを養育する方に支給	市 町 村	6
児童扶養手当	18歳以下の子ども(障害を持つ子どもは20歳未満)を養育する方に支給	市 町 村	7
労災保険 【遺族(補償)年金】	仕事中や通勤途中で死亡した方に、生計を維持されていた方に給付	宮 城 労 働 局 労働基準監督署	9
遺族基礎年金	国民年金に加入していた方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた方に給付	市 町 村 日本年金機構	10
遺族厚生年金	厚生年金に加入していた方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた方に給付	日本年金機構 各 共 済 組 合	10
生活保護	収入減少等により生活が困難となった世帯の最低限度の生活を保障し、自立するための支援	市福祉事務所 県保健福祉事務所	11

支 援 内 容		相 談 窓 口	ペ ー ジ
生活困窮者自立支援制度	生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、課題の解決を図るための包括的な支援	市 福 祉 事 務 所 県保健福祉事務所	11
東日本大震災 みやぎこども育英基金 支援金・奨学金 【震災対応】	震災で保護者を亡くした子どもの生活安定と希望する進路選択実現のための支援金・奨学金を給付	県教育庁総務課	12
遺児等サポート奨学金	震災以外の要因で保護者を亡くした小・中学生に対し、安定した学校生活と希望する進路選択実現のため奨学金を給付	県教育庁総務課	13
小学校入学準備支援事業	小学校に入学した児童の保護者に対し、祝金等を支給（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市 町 村	14
母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の父母及び子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市 町 村	14
子どもの医療費助成 （乳幼児医療費助成）	子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市 町 村	15
母子父子寡婦福祉資金 貸付金	子どもの修学資金や離婚後の生活安定のための資金を、低利又は無利子で貸付	県保健福祉事務所	16
高等学校等育英奨学資金 【被災生徒奨学資金】	震災により、福島第一原子力発電所帰還困難地域から宮城県へ避難してきている方で、経済的に修学が困難となった生徒への貸付	県教育庁高校財務・就学支援室	18
高等学校等育英奨学資金	経済的理由で修学に困難がある優れた生徒に、学費を無利子で貸付	県教育庁高校財務・就学支援室	19

就労に関する支援



©宮城県・地プロダクション

支援内容		相談窓口	ページ
ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援	県母子・父子福祉センター	20
ひとり親家庭等就業支援講習会	介護職員初任者研修やパソコン（ワード・エクセル）などの講習会	県母子・父子福祉センター	20
ひとり親家庭等就職・転職支援セミナー	ひとり親家庭の就職に役立つセミナーの開催	県母子・父子福祉センター	20
自立支援教育訓練給付金	教育訓練指定講座を受講した場合の助成	市又はは県保健福祉事務所	21
高等職業訓練促進給付金	資格取得のため、養成機関修業中の訓練促進給付金の給付	市又はは県保健福祉事務所	22
高等職業訓練促進資金貸付金	高等職業訓練促進給付金の支給を受けた方への資金の貸付	県社会福祉協議会	23
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験の合格を目指す方へ給付金の支給	市又はは県保健福祉事務所	24

養育相談・心のケア、法律相談



©宮城県・地プロダクション

支援内容		相談窓口	ページ
養育や心のケア、発達に関する相談	子どもの養育や心のケアに関する相談	市町村又は児童相談所他	25
心のケアに関する相談	震災等に起因する心のケアに関する相談	みやぎ心のケアセンター	27
母子父子家庭等特別相談	ひとり親家庭向けの無料法律相談	県母子・父子福祉センター	27
日本司法支援センター（法テラス）	弁護士による法律相談	法テラス	27
配偶者からの暴力（DV）被害者支援の相談	DV被害者支援のための支援・相談	女性相談支援センター他	28

住居、保育、就学支援、その他の支援



©宮城県・株プロダクション

支 援 内 容		相 談 窓 口	ペ ー ジ
県営住宅への入居	ひとり親家庭の優先入居 (優遇措置)	県 住 宅 課	29
特定者用定期乗車券割引 (JR通勤定期)	児童扶養手当受給世帯の JR通勤定期券の割引	市 町 村	29
保育所などの利用	ひとり親家庭の優先利用や 延長保育、一時預かり保育	市 町 村	30
放課後児童クラブ	就労等により保護者が昼間家庭に いない小学生に対し、公共施設等 で、授業終了後の生活の場を提供	市 町 村	31
被災児童生徒就学支援	学校に在学し、就学が困難となった 児童の保護者への学用品費等の援助	各 市 町 村 県私学・公益法人課 県 教 育 庁 各 課	32

相 談 窓 口 一 覧



©宮城県・株プロダクション

相 談 内 容	ペ ー ジ
子どもの救急医療 (休日当番医、休日・夜間急患センター、こども夜間安心コール)	33
市町村相談窓口一覧	35
宮城県母子・父子福祉センターについて	40

離婚後の養育費、親子交流について

平成24年4月に民法が改正され、父母は離婚の際に養育費と親子交流を協議して決めることが明記されました。

目的は、養育費や親子交流の機会を確保することは、離婚後も子どもが両親からかけがえない大切な存在だと思われていると感じることで、深い安心感を得て、すこやかに成長してもらうためのものです。

特に親子交流は、親の都合ではなく子どもの都合や感情を優先に行うことが大切です。

養育費と親子交流は、離婚前によく話し合って決めましょう。



©宮城県・旭プロダクション

養育費とは

子どもと離れて暮らす親が、子どもを養育している親やその子どもに支払う費用です。難しい言葉で言うと「生活保持義務」といい、生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務です。

養育費の決め方

父母がお互い話し合って、金額や期間、支払い方法などを決めます。また、決めた内容は、公証役場で「公正証書」にするのが望ましいです。

公証役場は、父母が協議して作った協議内容をもとに、公証人が公正証書を作るところです。公正証書にすると、実行されなかったときに強制執行（給与や財産を差し押さえる）されます。

※ 養育費の内容を協議する場所ではありません。

話し合いがまとまらないとき

話し合いで決まらないときは、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

いったん決めた養育費でも、収入が変化したり再婚したなどの「事情の変更」があれば、増額又は減額するよう、話し合っ決めて決めなおすことができます。

親子交流とは

子どもと離れて暮らす親が、子どもと定期的に会って交流することです。
親の権利や都合よりも、子どもの権利が優先されます。

親子交流の取り決め

父母がお互い話し合っ、面会の時期、送迎方法、回数、守るべきルール（時間、金銭等の授受）を具体的に決めます。
話し合いて決まらない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

心がけること

子どもの年齢、健康状態、生活状況を考え、子どもの負担とならないようにしましょう。
また、親子交流中に子どもがのびのびと過ごせるよう、気持ちや日常生活のスケジュール、生活のリズムを尊重してあげましょう。

親子交流中、特に注意したいこと

お互いの悪口を子どもの前で言わない

養育している親と相談せずに約束をしない
（旅行に誘う、学校行事を見に行くなど）

養育している親の様子をしつこく聞く
（ごはんは作ってもらってるの？ そうじは？・・・）

行き過ぎたプレゼントをしない

親子交流の日は
笑顔で子どもを送り出し、
帰って来たら
笑顔で迎えましょう



©宮城県・旭プロダクション

養育費・親子交流のことで困ったら

<相談窓口>

相談先	連絡先
養育費等相談支援センター	TEL：03-3980-4108 0120-965-419（携帯電話は使えません） メール：info@youikuhi.or.jp

<参考となるパンフレットや動画>

主な内容について	掲載先
子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A （法務省HP）	
養育費バーチャルガイダンス2021 （法務省が作成した養育費の不払い解消に向けた応援動画）	
離婚をめぐる争いから子どもを守るために （裁判所が作成した離婚や親子交流をめぐる調停手続に向けて、父母として子どものために配慮したい事項を説明する動画）	



©宮城県・旭プロダクション

県の事業でも無料の弁護士による相談を行っています。詳しくはP27をご覧ください。

公正証書等作成支援事業

養育費の取り決めに係る、公正証書等による債務名義を作成する場合の公証人手数料又は家庭裁判所の調停申立、裁判に要する収入印紙代等の本人負担費用分を給付します。

県内町村に居住する方が対象となります。市にお住まいの方は、お住まいの自治体へお問い合わせください。

対 象 者

宮城県内各町村にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、下記の要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) 養育費の取り決めに係る経費を負担していること
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること
- (4) 過去に養育費の取り決めを行った同内容の給付を受けていないこと

給 付 額

対象経費の全額

【対象経費】

養育費の取り決めに要する経費のうち、

- ・ 公証人手数料
- ・ 調停又は裁判に要する収入印紙代、戸籍抄本等の証明書類の取得費用及び郵送代

申 請 窓 口

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 022-211-2633

児童手当

高校生年代まで（令和6年9月までは、中学校修了前まで）の子どもを養育する父母等に支給するものです。

手続きが遅れると、受給できない期間が生じてしまいますので、主たる生計維持者が変更になったとき、他の市町村へ転居したときなどは、すみやかに手続きをしましょう。

宮城県子育て社会推進課 児童手当

検索



手当額

<令和6年9月まで>

種類	給付額
3歳未満の子ども	15,000円
3歳から小学校修了前までの子ども	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生の子ども	10,000円
所得制限限度額以上、所得上限限度額未満に該当する世帯の子ども	5,000円

<令和6年10月から>

種類	給付額
3歳未満の子ども	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳から高校生年代までの子ども	10,000円（第3子以降は30,000円）

※所得制限はなくなります。

※多子加算のカウントは、22歳年度末までの子について、親等の経済的負担がある子をカウントします。

支給月

申請は
15日以内
です



©宮城県・旭プロダクション

4、6、8、10、12、2月に、その月の前月までの2か月分が支給されます。

2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
4月支給		6月支給		8月支給		10月支給		12月支給		2月支給	

相談・申請窓口

お住まいの市町村（公務員は勤務先）まで ※巻末資料参照

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を持つ子どもの福祉向上を図るために支給するものです。
申請のあった月の翌月から支給の対象となりますので、すみやかに手続きをしましょう。

宮城県障害福祉課 特別児童扶養手当

検索



手当額

障害の程度	支給額
政令で定める 1級程度	1人につき 月額 55,350円
政令で定める 2級程度	1人につき 月額 36,860円

障害の程度（等級）は、申請時及び更新時に診断書を提出していただき、医師が判断します。

児童が児童福祉施設に入所しているときや、児童の障害を事由とする公的年金を受けているときなどは、支給対象外となります。

支給月

4、8、11月に、その月の前月まで（11月は当月分まで）の4か月分が支給されます。

12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
4月支給				8月支給				11月支給			

- ・児童手当や児童扶養手当と併給することができます。
- ・毎年8月に「所得状況届」の提出が必要です。

相談・申請窓口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照



©宮城県・旭プロダクション

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るために支給するものです。
ご本人や同居する扶養義務者の所得により、手当額の一部又は全部が減額される場合があります。
申請のあった月の翌月から支給の対象となりますので、すみやかに手続きをしましょう。

宮城県子ども・家庭支援課 児童扶養手当

検索



対象者

下記のいずれかに該当する18歳以下（一定の障害を持つ子どもは20歳未満）の子どもを監護・養育している方

- ・父母が婚姻を解消した。
- ・父又は母が一定の障害の状態にある。
- ・父又は母に1年以上遺棄されている。
- ・父又は母が1年以上拘禁されている。
- ・父又は母が死亡した。
- ・父又は母の生死が明らかでない。
- ・DVにより保護命令を受けている。
- ・未婚の父又は母の子である。

ただし、婚姻を解消していても離婚した父又は母と生計を同じくしているときや、日本に住所がないとき、子どもが里親委託や施設に入所しているとき、内縁関係の方がいるときなどは、支給対象外となります。

児童扶養手当を受給されている方は、就業支援制度（自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、JR通勤定期の割引）の対象になります。【21、22、24、29ページ参照】

手当額

子どもの人数	支給額
1人	月額 45,500円 ~ 10,740円
2人	1人の支給月額に10,750円 ~ 5,380円を加算
3人以上	1人増えるごとに6,450円 ~ 3,230円を加算

- ・児童手当や特別児童扶養手当と併給することができます。
- ・毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

※令和6年11月分以降の児童扶養手当の支給額は、以下のとおりとなる予定です。

子どもの人数	支給額
1人	月額 45,500円 ~ 10,740円
2人以上	1人増えるごとに10,750円 ~ 5,380円を加算

支給月

1、3、5、7、9、11月の奇数月にそれぞれの支払月までの2か月分が支給されます。

11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
1月支給		3月支給		5月支給		7月支給		9月支給		11月支給	

相談・申請窓口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照



©宮城県・旭プロダクション

労 災 保 険 【 遺 族 (補 償) 年 金 】

工作中や通勤途中の災害（アルバイトなどの非正規労働者を含む）により死亡した場合に、その方の収入で生計を維持されていた方に給付されます。

厚生労働省 遺族補償給付

検索

受 給 対 象 者

対象者には優先順位があり、次の順です。

(1) 配偶者 (2) 子ども (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹

年 金 額 及 び 相 談 ・ 申 請 窓 口

支払賃金額等に応じて異なりますので、宮城労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

妻以外は年齢や障害の要件があるよ



©宮城県・旭プロダクション

遺族基礎年金

国民年金に加入していた方が保険料納付要件等を満たして亡くなったとき、亡くなった方に生計維持されていた「子どものいる配偶者」または「子ども」が受け取ることができます。

日本年金機構 遺族基礎年金

検索



年金額（令和6年度）

区分	年金額（年額）
子どものいる配偶者	816,000円（※） + 子の加算額 ※昭和31年4月1日以前生まれの方は、年額813,700円。
子ども	816,000円 + 2人目以降の子の加算額

1人目及び2人目の子の加算額・・・各 234,800円
3人目以降の子の加算額・・・・・・各 78,300円

※子どもは、18歳になった年度の3月31日までの間で、未婚の場合に受給できます。

相談・申請窓口

お住まいの市町村又は日本年金機構の各年金事務所

遺族厚生年金

厚生年金保険に加入していた方が保険料納付要件等を満たして亡くなったとき、亡くなった方に生計維持されていた遺族が受け取ることができます。

受給対象者

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 子どものいる妻・子どものいる55歳以上の夫 | (4) 子どものいない55歳以上の夫 |
| (2) 子ども | (5) 55歳以上の父母 |
| (3) 子どものいない妻 | (6) 孫 |
| | (7) 55歳以上の祖父母 |

受給対象者には優先順位があるよ



- ・夫、父母、祖父母は、加入者の死亡時に55歳以上の場合に限り、60歳から受給できます。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。
- ・子ども・孫は、18歳になった年度の3月31日までの間で、未婚の場合に受給できます。

相談・申請窓口

日本年金機構の各年金事務所、各共済組合（公務員や私立学校職員）

※年金制度の概要や手続き方法等については、日本年金機構のホームページでも御案内しています。

※年金事務所の窓口での年金受給に関する相談や手続きは、予約で実施しています。

生活保護

生活保護は、生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自分たちの力で生活ができるように支援することを目的とした制度です。

厚生労働省 生活保護

検索



生活保護が適用される場合

世帯全員の収入と、その生活費の基準（国が定める最低生活費）を比べ、世帯全員の収入が少ない場合に適用されます。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は、市の福祉事務所（仙台市は区の保健福祉センター）
町村にお住まいの方は、県の各保健福祉事務所へお問い合わせください。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、課題の解決を図ることができるよう、寄り添いながら自立に向けた支援を行う制度です。この制度では、住居確保給付金のほか、自治体によって様々な支援を実施しています。

宮城県社会福祉課 生活困窮者自立支援制度

検索



対象となる方

就職、住まい、家計など生活全般にわたり困りごとを抱えている方
なお、生活保護世帯の方は対象になりません。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は市の福祉事務所、町村にお住まいの方は県の各保健福祉事務所へお問い合わせいただくが、宮城県保健福祉部社会福祉課のホームページを御確認ください。
（社会福祉課ホームページ）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/konkyusya1.html>



©宮城県・旭プロダクション

東日本大震災みやぎこども育英基金 支援金・奨学金 【震災対応】

東日本大震災以降、県に寄せられた国内外からの寄附金を活用し、「東日本大震災みやぎこども育英基金」として積み立て、震災で保護者を亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金を給付しています。

未就学児から大学院生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を支給し、長期的・継続的に支援を行っています。

宮城県教育庁総務課 育英基金

検索



対象者

東日本大震災で、宮城県内に住所を有した保護者が死亡又は行方不明となった子ども（※）

（※）震災時、学校に在籍していた22歳（6年制大学に通学していた方は24歳）以下の子どもで、未就学児には胎児を含みます。



©宮城県・旭プロダクション

給付額

種類	月額金	一時金
未就学児	1万円	小学校入学時に 10万円
小学生	3万円	小学校卒業時に 15万円
中学生	4万円	中学校等卒業時に 20万円
高校生	5万円	高校等卒業時に 60万円
大学生・大学院生等	6万円（自宅通学者） 10万円（自宅外通学者）	

	未就学児	小学校 特別支援学校(小学部)	中学校 中等教育学校 (併置課程) 等	高等学校 高等専門学校(1~3年) 中等教育学校 (併置課程) 等	大学・短期大学・大学院 高等専門学校(4~5年) 専修学校(専門課程) 等
月額金	1月につき 10,000円	1月につき 30,000円	1月につき 40,000円	1月につき 60,000円	1月につき 60,000円又は 100,000円
一時金		小学校入学時に 100,000円	小学校卒業時に 150,000円	中学校等卒業時に 200,000円	高等学校等卒業時に 600,000円

相談・申請窓口

宮城県教育庁総務課 022-211-3613

遺児等サポート奨学金

東日本大震災以外の要因で保護者を亡くした小・中学生が、安定した学校生活を送り希望する進路選択を実現できるよう、当該小・中学生に対し奨学金を給付しています。

宮城県 遺児等サポート奨学金

検索



対象者

以下(1)、(2)のいずれにも該当する方

- (1) 県内の小学校、中学校、特別支援学校小学部若しくは中学部、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する方
- (2) その保護者（親権を行う方、未成年後見人その他の方で、児童生徒を現に監護する方をいいます。）が、東日本大震災以外の要因（病気、事故など）により亡くなった方

ただし、保護者の再婚や事実婚、児童生徒が保護者以外の方と養子縁組をするなどにより、亡くなった保護者に代わり児童生徒を監護する方がいる場合は、対象になりません。詳しくは、下記の相談・申請窓口までお問い合わせください。

給付額

種類	月額金	一時金
小学生	1万円	小学校卒業時に 15万円
中学生	1万円	中学校卒業時に 20万円

対象者に該当する場合、月額金は申請のあった日の翌月分から給付します。

ただし、対象者に該当することとなった日から30日以内に申請があった場合は、対象者に該当することとなった日の属する月の翌月分から給付します。

一時金は、小学校又は中学校を卒業する年の1月から5月までの間に申請した方に給付します。

相談・申請窓口

宮城県教育庁総務課 022-211-3613

小学校入学準備支援事業

子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、小学校に入学した児童の保護者に対し、祝金等を支給する事業を実施しています。

対象者

小学校に入学した第3子以降の児童の保護者（お住まいの市町村により、支給対象となる児童が異なります。）

支給内容

入学祝金、入学用品費等（お住まいの市町村により、支給内容や金額が異なります。）

相談・申請窓口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照

母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭の父母及び子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成します。

宮城県子ども・家庭支援課 母子父子医療費

検索



受給対象者

ひとり親家庭の父母と子ども（所得制限があります）

助成額

各種健康保険診療の自己負担分で、通院は1レセプト1,000円、入院は1レセプト2,000円を差し引いた額

※レセプト＝診療報酬明細書 病院が健康保険に提出する請求書のこと

市町村で
申請して、
受給者証を
もらってね



©宮城県・旭プロダクション

助成方法



©宮城県・旭プロダクション

健康保険証と受給者証を
病院に提出



©宮城県・旭プロダクション

病院の窓口で自己負担額を
一旦支払い、助成申請書を
提出



©宮城県・旭プロダクション

後日、助成額が
市町村から戻ってくる

相談・申請窓口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照

子どもの医療費助成（乳幼児医療費助成）

子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成し、経済的負担を軽減します。
なお、市町村により名称や対象となる給付項目が異なります。

宮城県子育て社会推進課 乳幼児医療費助成

検索



受給対象者

お住まいの市町村により、対象年齢や所得制限額が異なります。

助成方法

県内の医療機関であれば、健康保険証と受給者証を
提出すると、窓口負担はありません（※）。

（現物給付といいます）

もし、県外で受診したときは、病院の窓口で自己
負担分を支払い、市町村に申請することで助成されます。

（※）一部負担金を徴収しているところもあります。



©宮城県・旭プロダクション

相談・申請窓口

お住まいの市町村まで ※巻末資料参照

母子父子寡婦福祉資金貸付金

「ひとり親になったばかりで、生活費に困っている」「子どもが進学するけど、学費が工面できない」など、経済的に不安なことはありませんか。

ひとり家庭の経済的自立を促進するため、県の保健福祉事務所（仙台市は各区役所）のひとり親家庭支援員（母子・父子自立支援員）にご相談いただいた上で、必要に応じて貸付を行う制度があります。貸付条件や貸付金額は目的によって異なりますので、まずはご相談ください。

貸付の種類等

種類	主な目的	貸付限度額
事業開始資金	自営業をはじめするために必要な設備や機材等の購入費	347万円
事業継続資金	自営業を続けるために必要な設備や機材等の購入費	174万円
修学資金	扶養している子どもの授業料や書籍代、通学費等	進学する学校により異なります
技能習得資金	父母が、資格を取得するための学校に通う際の授業料等	月額 6万8千円
修業資金	扶養している子どもが、資格を取得するための学校に通う際の授業料等	月額 6万8千円
就職支度資金	父母や扶養している児童が、就職する際に必要な被服等	10万5千円
医療介護資金	父母や扶養している児童が、医療又は介護を受ける際に必要な自己負担額等	医療 34万円 介護 50万円
生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・父母が資格を取得するために通学している方の生活費（技能習得） ・医療若しくは介護を受けている、失業中、又はひとり親家庭となって間もない方の生活費（一般） ・家計が急変し児童扶養手当受給相当まで所得が減少した方の生活費 	技能 月額 14万1千円 一般 月額 10万8千円 （但し生計中心者でない場合、7万円） 児童扶養手当に準拠した額の範囲内
住宅資金	住宅の補修、増・改築、購入等	一般 150万円 災害 200万円
転宅資金	借家に引っ越すための敷金等	26万円
就学支度資金	扶養している子どもが、進学するために必要な制服代等	進学する学校により異なります
結婚資金	扶養している子どもが、結婚のために必要な経費等	32万円

主な条件等

- ・県内又は隣県に居住し、一定の収入のある連帯保証人を立てると無利子となる貸付金があります。
- ・貸付を受けるには、面談と審査があり、貸付金の振込まで1か月程度期間を要します。資金が必要になった場合すぐに借りることができませんので、早めに相談をお願いします。
- ・償還は、年賦（年1回）、半年賦（年2回）、月賦（月1回）があり、繰上償還も可能です。



©宮城県・旭プロダクション

相談・申請窓口

お住まいの市町村	担当保健福祉事務所	所在地	電話番号
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	仙南保健福祉事務所	柴田郡大河原町字南129-1（合庁）	0224 53-3132
塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村	仙台保健福祉事務所	塩竈市北浜4-8-15	022 363-5507
名取市、岩沼市、亶理町、山元町	仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所	岩沼市中央3-1-18	0223 22-2189
大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部保健福祉事務所	大崎市古川旭4-1-1（合庁）	0229 91-0712
栗原市	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	栗原市築館緑木5-1（合庁）	0228 22-2118
登米市	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5(合庁)	0220 22-6118
石巻市、東松島市、女川町	東部保健福祉事務所	石巻市あゆみ野5-7（合庁）	0225 95-1431
気仙沼市、南三陸町	気仙沼保健福祉事務所	気仙沼市東新城3-3-3	0226 21-1356
※ 仙台市	各区役所の家庭健康課		

高等学校等育英奨学資金 【被災生徒奨学資金】

公私立の高等学校・専修学校（高等課程）・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）に在学している生徒のうち、福島第一原子力発電所帰還困難地域から宮城県へ避難してきている方で、経済的に修学が困難となった生徒に対し、「被災生徒奨学資金」の貸付を行っています。

被災生徒奨学資金

検索



貸付額

月額 20,000円（年額240,000円を一括貸付）

- ・貸付期間 1年間（在学中は貸付期間の延長が可能です。（令和6年度まで））
- ・保証人（保護者等）1名が必要です。

償還（貸付金の返済）

高等学校等を卒業した場合は、最大5年まで償還猶予（年収基準額あり）とし、5年経過後も年収が一定基準額以下の場合は償還を免除します。

高等学校等を中途退学した場合は、全額返還していただくこととなります。

申請窓口

在籍する学校まで

高等学校等育英奨学資金

経済的理由で高等学校・専修学校（高等課程）・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）への修学に困難がある優れた生徒に、学費を無利子で貸し付ける制度です。

高等学校等育英奨学資金

検索



貸付額

区分	自宅通学者	自宅外通学者
国公立	月額 18,000円	月額 23,000円
私立	月額 30,000円	月額 35,000円

募集時期、申請窓口

区分	対象	募集時期	申請窓口
予約採用	中学3年生	8月頃	在籍する中学校
在学採用	高校生	4月頃	在籍する高等学校等
緊急採用	高校生	随時	在籍する高等学校等



ひとり親家庭等就業・自立支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父を対象とし、宮城県母子・父子福祉センターで公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就業に関する相談や情報提供のほか、資格取得のための講習会や就職・転職に役立つセミナーの開催を行っています。

宮城県母子・父子福祉センター

検索



相談時間

午前9時から午後5時まで

（火・土曜日と祝日、年末年始を除きます）

電話：022-295-0013

（※令和7年4月から、番号が変わる予定です。）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	休館日	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	休館日

面接相談は
予約が必要です



©宮城県・旭プロダクション

就業支援講習会

就職に役立つ知識や資格を得るため、介護職員初任者研修、パソコン（ワード、エクセル）などの講習会を開催しています。講習会の内容や募集要項については、県政だよりや新聞、母子・父子福祉センターのホームページ等でお知らせしています。

受講料は無料ですが、教材費や検定料は実費負担です。



就職・転職支援セミナー

専門の講師による、就職活動に必要な知識（コミュニケーション能力向上や面接のポイントなど）の習得につながるセミナーを無料で開催しています。

セミナーの内容や募集要項については、県政だよりや新聞、母子・父子福祉センターのホームページでお知らせしています。

講習会及びセミナー
受講中は託児もでき
るよ（3歳から小学
校3年生まで）



©宮城県・旭プロダクション

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が、教育訓練を受講した際に、費用の一部を給付します。

宮城県子ども・家庭支援課 教育訓練給付

検索



受給対象者

下記の要件をすべて満たす方が該当です。

- ・児童扶養手当を受給している、又は同等の所得水準にあること。
*令和6年7月31日までの予定。令和6年8月より、国の通知に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方が対象となる予定。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- ・原則として、過去に自立支援教育訓練給付金等の教育訓練給付を受けていないこと。

受講を開始する前に、対象講座の指定申請をする必要があります。
まずは、相談・申請窓口にご相談しましょう。

対象講座

教育訓練給付講座検索

検索

厚生労働大臣指定教育訓練講座で、パソコン関係、語学関係、社会福祉・保健衛生関係などの講座（ハローワークやインターネットでご確認ください。）及びこれに準じ地域の実情に応じ対象とする講座です。



支給額

- ・講座受講のために本人が支払った金額の60%です。上限額は20万円です。
- ・専門実践教育訓練給付金の指定講座及びこれに準じ対象とされた講座の場合は、支払った金額の60%、その額が修学年数×40万円を超えるときは修学年数×40万円となり、この場合の上限額は160万円です。
*令和6年8月より、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方は、
：支給単位期間ごとの支給も可能となる予定です
：修了後1年以内に資格を取得し就職等した場合、受講費用の85%（その額が修学年数×60万円を超えるときは修学年数×60万円となり、この場合の上限額は240万円）となる予定です
- ・雇用保険法等の規定による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けた方には、当該教育訓練給付金との差額を支給します。
- ・上記の計算をした額が、12千円以下のときは支給の対象外です。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は市の窓口、町村にお住まいの方は県保健福祉事務所まで

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が資格を取得するために6月以上養成機関で修業する場合に、毎月定額を給付します。詳しくは下記相談窓口までお問い合わせください。

宮城県子ども・家庭支援課 高等職業訓練

検索

受給対象者

下記の要件をすべて満たす方が該当です。

- ・児童扶養手当を受給している、又は同等の所得水準にあること。（*令和6年8月より、上記所得水準を超えた場合でも、その後1年に限り引き続き対象となる予定です。）
- ・養成機関で6月以上修業（勉強）し、資格取得の見込があること。
- ・就業（仕事）又は育児と修業（勉強）の両立が困難であると認められること。
- ・原則として、過去に訓練給付金を受けていないこと。



©宮城県・旭プロダクション

対象資格

【町村にお住まいの方】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、柔道整復師、あんまマッサージ師、鍼灸師、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学士、社会福祉士、製薬衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LP1認定資格など（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座の場合は、情報関係の資格や講座）

【市にお住まいの方】 各市の相談窓口にご確認ください。



支給額（令和4年度）

給付の種類	世帯区分	支給額
訓練促進給付金	市町村民税 非課税世帯	月額 100,000円※
	市町村民税 課税世帯	月額 70,500円※
修了支援給付金	市町村民税 非課税世帯	修了時に 50,000円
	市町村民税 課税世帯	修了時に 25,000円

©宮城県・旭プロダクション

非課税世帯とは、受給対象者と住所を同じくしている方（生計を同じくしている方）全員が市町村民税非課税である必要があります。

※修業期間の最後の12か月間は、4万円が増額されます。

訓練促進給付金は4年が上限です。ただし、4年課程以上の履修が必要となる資格に限ります。また、1月のうち、夏期休暇等の年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、1日も出席しないときは支給されません。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は市の窓口、町村にお住まいの方は県保健福祉事務所まで

高等職業訓練促進資金貸付金

高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指す母子家庭の母、父子家庭の父に対し職業訓練のための資金を貸付します。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対し住宅の家賃を貸付します。

貸付対象者

【入学準備金】

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関に入学した方

【就職準備金】

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した県内に住民登録をしている方

【住宅支援資金】

児童扶養手当の支給を受け（児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準の場合を含む）、国の通知に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方（なお、令和6年8月より、所得が上記所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象）

貸付額及び利子

【入学準備金】

50万円以内

【就職準備金】

20万円以内

〈利子〉

連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は年1%となります。

【住宅支援資金】

入居している住宅の家賃の実費
（上限4万円／最大12か月分）

〈利子〉

無利子



©宮城県・旭プロダクション

返還免除

下記のような一定の条件を満たす場合には、貸付金の返還が免除されます。

【入学準備金・就職準備金】

養成機関の課程を修了して、資格を取得した日から1年以内に就職し、宮城県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合。

【住宅支援金】

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職または現在就業している方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職などをし、1年間引き続き就業を継続した場合。

相談・申請窓口

仙台市にお住まいの方は、仙台市社会福祉協議会まで

仙台市以外の市町村にお住まいの方は、宮城県社会福祉協議会まで

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等で実施する対象講座の受講費用の一部を支給します。

宮城県子ども・家庭支援課 高卒認定試験

検索



受給対象者

20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父、児童（20歳未満）のうち、下記の要件をすべて満たす方が該当です。

- ・ひとり親家庭の母又は父が児童扶養手当を受給している、又は同等の所得水準にあること。
（令和6年7月31日まで。令和6年8月からは、国の通知に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること）
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- ・過去に当該合格支援事業の給付金を受けていないこと。
- ・大学入学資格を取得していないこと。

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で知事が適当と認めたもの。

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため、高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合はこの給付金の対象にはなりません。

※受講を開始する前に、対象講座の指定申請をする必要があります。

支給額

給付の種類	支給額	上限
①受講開始時給付金	受講費用の40%	10万円（通信制の場合）（通学又は通学及び通信併用の場合は20万円）
②受講終了時給付金	受講費用の50%－①	①と②の合計が12万5千円を超える場合、①と②の合計は12万5千円（通信制の場合）（通学又は通学及び通信併用の場合は25万円）
③合格時給付金	受講費用の10%	①と②と③の合計が15万円を超える場合、①と②と③の合計は15万円（通信制の場合）（通学又は通学及び通信併用の場合は30万円）

①受講開始時給付金及び②受講終了時給付金は4千円を超えない場合は支給されません。

相談・申請窓口

市にお住まいの方は市の窓口、町村にお住まいの方は県保健福祉事務所まで

※市によって、実施していない場合があります。

養育や心のケア、発達に関する相談

子どもの養育に関して困っていることや不安なことはありませんか？

子どもの発達や行動で心配なことがあれば、お近くの関係機関へご相談ください。（無料で、
秘密は厳守します）

宮城県子ども・家庭支援課 子育て悩み

検索



相談の内容と主な相談機関

たとえば	相談機関
【養護】 <ul style="list-style-type: none"> ・諸事情で子どもを養育できない ・虐待を受けている（虐待してしまう） 	【左記全般】 各市町村 各児童相談所 各保健福祉事務所
【保健】 <ul style="list-style-type: none"> ・未熟児・虚弱児で心配だ 	
【心身障害】 <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由で早く治療してあげたい ・言葉の発達が遅れている ・発達障害かもしれない 	
【非行】 <ul style="list-style-type: none"> ・家出を繰り返す ・性的な逸脱があるようだ 	
【育成】 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力 ・不登校やいじめにあっている 	
	【非行・いじめ】 県警本部少年課 仙台法務局
	【不登校・いじめ・非行・発達】 総合教育センター 各教育事務所

連絡先

窓口	電話番号
子育て相談担当の窓口	お住まいの市町村にお問い合わせください。

	お住まいの市町村	担当の児童相談所	電話番号
児童相談所	下記以外の市町村	中央児童相談所	022-784-3583
	富谷市、大和町、大郷町、大衡村	中央児童相談所黒川支所	022-341-6985
	大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部児童相談所	0229-22-0030
	登米市、石巻市、東松島市、女川町	東部児童相談所	0225-95-1121
	気仙沼市、南三陸町	東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020
	仙台市	仙台市児童相談所	022-219-5111

	お住まいの市町村	担当保健福祉事務所	電話番号
保健福祉事務所	白石市、角田市、 刈田郡内、栗田郡内、伊具郡内	仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡内、 黒川郡内	仙台保健福祉事務所	022-363-5507
	名取市、若沼市、亶理町、山元町	仙台保健福祉事務所 若沼地域事務所	0223-22-2189
	大崎市、遠田郡内、加美郡内	北部保健福祉事務所	0229-91-0712
	栗原市	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2118
	登米市	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	0220-22-6118
	石巻市、東松島市、女川町	東部保健福祉事務所	0225-95-1431
	気仙沼市、南三陸町	気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
	※ 仙台市	各区役所の家庭健康課	

	窓 口	電話番号
関係機関	県警本部少年課 (少年相談電話)	022-222-4970
	県警本部少年課 (いじめ110番)	022-221-7867
	仙台法務局 (子どもの人権110番)	0120-007-110
	県総合教育センター (発達支援教育相談ダイヤル)	022-784-3565
	〃 (不登校相談ダイヤル)	022-784-3567
	〃 (子供の相談ダイヤル)	022-784-3568
	〃 (24時間子供SOSダイヤル) (いじめ関係)	0120-0-78310
	各教育事務所 (県内5カ所)	
	みやぎ子どもの心のケアハウス	仙台市を除く県内各市町村

※宮城県教育委員会内に心のケア、いじめ及び不登校等についての相談窓口を設置しております。

	窓 口	電話番号
心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等 支援チームによる教育相談	教育庁関係課室及び 各教育事務所	
心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等 支援プロジェクトチームによる教育相談	義務教育課	022-211-3646
児童生徒の心のサポート班による教育相談	大河原教育事務所 東部教育事務所	0224-86-3911 0225-98-3341

心のケアに関する相談

震災等に起因する心のケアについて、必要に応じて児童精神科医・保健師・心理士等が相談に応じます。

対 象

県内にお住まいの子どもとその家族

相 談 窓 口

みやぎ心のケアセンター	電 話	管轄地域
基幹センター	022-263-6615	下記以外の市町村の区域
石巻地域センター	0225-98-6625	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼地域センター	0226-23-7337	気仙沼市、南三陸町

母子父子家庭等特別相談

母子家庭、父子家庭が抱える問題の解決のため、弁護士による無料の法律相談を行っています。
(毎月第3木曜日・要予約)

相 談 窓 口

宮城県母子・父子福祉センター又は各保健福祉事務所まで



日本司法支援センター（法テラス）

お問い合わせに応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報を提供します。また、経済的に余裕のない方は、無料で3回まで、弁護士による法律相談を受けられます（刑事事件以外）。

相 談 窓 口

法テラスサポートダイヤル 0570-078374（ナビダイヤル）	平日9時～21時、土9時～17時（祝日・年末年始を除く）
法テラス犯罪者支援ダイヤル 0120-079714（犯罪被害者専用）	平日9時～21時、土9時～17時（祝日・年末年始を除く）
法テラス災害ダイヤル 0120-078309（被災者専用）	平日9時～21時、土9時～17時（祝日・年末年始を除く）
法テラス宮城 0570-078369	弁護士による無料法律相談（事前予約制・利用要件あり） 受付時間 平日9時～17時（祝日・年末年始を除く） ※ホームページからのWeb予約も可能

配偶者からの暴力(DV)被害者支援の相談

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをいい、その種類はさまざまです。

秘密は守られますので、ひとりて抱え込まず、すぐに相談しましょう。



宮城県子ども・家庭支援課 DV被害者支援

検索

たとえば

- 【身体的暴力】 なぐる、ける、物を投げつける、髪をひっぱる、引きずり回まわす など
- 【精神的暴力】 大声でどなる、無視する、おどす、行動を過度に束縛する、電話やメールを雑かくチェックする、子どもや両親に危害を加えるといっておどす など
- 【性的暴力】 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など
- 【経済的暴力】 生活費を渡さない、収入や預貯金を勝手に使う など
- 【子どもを巻き込んだ暴力】 子どもに母親を非難・中傷させる、子どもに暴力をふるうとおどす など

相談窓口

女性に対する
暴力相対のための
シンボルマーク



窓口	相談時間	電話番号
宮城県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) ※ 又は、最寄りの県・市福祉事務所	月～金曜日(祝日、年末年始除く) 8:30～17:00	022-256-0965
みやぎ夜間・休日DVほっとライン	毎週木・土曜日 17:30～21:00 毎週日曜日 13:00～17:00 (いずれも祝日、年末年始を除く)	022-725-3660
みやぎ男女共同参画相談室 (宮城県共同参画社会推進課内)	月～金曜日(祝日、年末年始、LGBT相談時間除く) 8:30～16:45 【男性相談】毎週水曜日 12:00～17:00 【LGBT相談】毎週第2・4火曜日 12:00～16:00	022-211-2570 【男性相談】 022-211-2557 【LGBT相談】 022-211-2570
仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台相談支援係 (一般相談・法律相談)	【面接相談予約】 月・水～土曜日 9:00～17:00 火曜日 9:00～21:00 (祝日、年末年始、月2回程度の休館日を除く)	022-268-8302
	【電話相談専用】 月・水～土曜日(祝日、年末年始、月2回 程度の休館日を除く) 9:00～15:30	022-224-8702
仙台市「女性への暴力相談電話」 (仙台市配偶者暴力相談 支援センター)	月・水～金曜日 9:00～17:00 火曜日 9:00～19:00 (いずれも祝日、年末年始除く)	022-268-5145
各警察署生活安全課 又は「警察相談専用電話」 (警察相談センター)	※各警察署は随時	(※各警察署) #9110(フッシュホン) 022-266-9110
NPO法人 ハーティ仙台	月～金曜日 13:30～16:30 火曜日 18:30～21:00 (いずれも祝日、年末年始、お盆休みを除く) メール相談(24時間受付) ※原則、5日以内にお返事します。	022-274-1885



県営住宅への入居

ひとり親家庭には、抽選番号が一つ多く割り当てられる優遇措置があります。

宮城県住宅供給公社

検索



募集時期と申込方法

3、6、9、12月に定期募集があります。

申込書は、住宅供給公社、市（区）町村役場、県合同庁舎県政情報コーナー等、公共職業安定所等で配布しており、申込み方法は、専用封筒での郵送です。

5 当たり



©宮城県・旭プロダクション

申込期間は各回とも1日から12日まで(12日の消印有効)と短期間ですので、お早めにお申し込みください。

相談窓口

宮城県住宅供給公社 電話 022-224-0014

市町村が管理する公営住宅は、各市町村にお問い合わせください。

月初めの受付
当月下旬の抽選
です



©宮城県・旭プロダクション

特定者用定期乗車券割引（JR通勤定期）

児童扶養手当を受給している世帯の方は、JRの通勤定期券購入の際に3割引になる制度があります。（通学用の定期券は対象外です）

申請の方法

資格証明書とJRの窓口へ提出する購入証明書を発行しますので、児童扶養手当担当窓口にご相談ください。



相談窓口

お住まいの市町村（児童扶養手当の担当）まで



©宮城県・旭プロダクション

保育所などの利用

保育所や小規模保育などは、仕事や病気などにより、家庭での養育が難しい就学前の子どもをあずかり、保護者に代わって保育を行う施設です。

なお、利用児童はその必要性を考慮し選考されますが、ひとり親家庭は保育の必要性が高いものとして優先されるよう配慮されます。

宮城県子育て社会推進課 保育所

検索



いろいろな保育サービス

通常の保育のほかに、下記の保育を行うところもあります。

区分	内容
延長保育	午後7時ごろまで子どもをあずかります。（施設により延長時間が異なります）
障害児保育	集団保育が可能な、障害のある子どもをあずかります。

【家で子育てをしているけど、困ったときなどに子どもをあずけたいとき】

	内容
一時預かり保育	家族の病気、冠婚葬祭、保護者の休息やリフレッシュなどのために、緊急・一時的に保育が必要になったときに、子どもをあずかります。

- 施設により内容が異なります。
- 市町村が行っている一時預かり保育は、利用前に市町村での相談が必要です。

保育料

市町村民税額などにより決められます。

※災害により世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難となった場合、保育料が減免されることがあります。

- 延長保育などは、別途利用料がかかります。



©宮城県・旭プロダクション

相談窓口

お住まいの各市町村まで

放 課 後 児 童 ク ラ ブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室や児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供しています。

宮城県子育て社会推進課 放課後児童クラブ

検索



場 所

児童館・児童センター、学校の余裕教室、集会所など

利 用 料

各市町村により異なります。

相 談 ・ 申 請 窓 口

お住まいの市町村まで



公立の小・中学校に在学

震災により被災し、就学困難となった場合、学用品費や通学費、学校給食費、医療費等の援助を受けることができます。

ただし、市町村教育委員会へ申請し、認定を受ける必要があります。

【問い合わせ先】

お住まいの市町村教育委員会 又は 宮城県教育庁義務教育課 022-211-3641

私立の学校に在学

私立の小・中学校に在籍し、震災により被災した方のうち修学が困難となった場合、学用品や通学費等の援助を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】

在学する学校 又は 宮城県私学・公益法人課 022-211-2261



©宮城県・旭プロダクション

休日当番医と休日・夜間急患センター

休日や夜間には、地域の診療所などが当番で診療を行っています。また、県内には小児科を有する休日・夜間急患センターが5か所設置されています。地域ごとに当番日や診療時間が異なりますので、新聞や市町村の広報誌、県のホームページ、電話やFAXによる案内等で確認しておきましょう。



宮城県休日当番医

検索



	案内地域	診療受付時間	電話番号
休日・夜間急患センター	仙台市夜間休日こども急病診療所 仙台市太白区あすと長町1-1-1 (仙台市立病院併設) ※内科系疾患のみ	平日:午後7:15～翌午前7:00 土曜:午後2:45～翌午前7:00 日祝:午前9:45～正午 午後1:15～午後5:00 午後6:00～翌午前7:00	022-247-7035
	名取市休日夜間急患センター 名取市下余田字鹿島74-3	土曜(12月～3月のみ診療) :午後6:00～午後9:00 日祝:午前9:00～正午 午後1:30～午後4:30	022-384-0001
	塩釜地区休日急患診療センター 塩釜市錦町7-10	土曜:午後6:30～午後9:30 日祝:午前8:45～午前11:30 午後1:00～午後4:30	022-366-0630
	石巻市夜間急患センター 石巻市蛇田字西道下71 (石巻赤十字病院敷地内)	平日:午後7:00～午後10:00 土曜:午後6:00～翌午前7:00 日祝:午後6:00～翌午前6:00	0225-94-5111

※診療時間が変更になる場合もございますので、事前に各医療機関にお問い合わせください。

こども夜間安心コール

夜、子どもの急な発熱やケガなどでお困りのときに、応急処置などの対応方法を看護師が電話で相談を受け付けています。

【電話】

- ・ブッシュ回線から
#8000
- ・ブッシュ回線以外から
022-212-9390

【相談時間】

毎日 午後7時から翌朝の午前8時まで



©宮城県・旭プロダクション

市 町 村 相 談 窓 口 一 覧

市・「小学校入学準備支援事業」は、市によって名称が違います。

- ・市によって、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など、実施していない事業がある場合があります。

市 名	相 談 内 容	担 当 課	電 話 番 号	
仙 台 市	青 葉 区	母子父子寡婦福祉資金貸付金、 自立支援教育訓練給付金、 高等職業訓練促進給付金、高等学校 卒業程度認定試験合格支援事業	家 庭 健 康 課	022-225-7211
		児童手当、児童扶養手当、特別児童 扶養手当、保育所入所、JR通勤定 期割引、母子・父子家庭医療費助成、 子ども医療費助成	保 育 給 付 課	
	宮 城 野 区	青 葉 区 と 同 じ	青 葉 区 と 同 じ	022-291-2111
	若 林 区			022-282-1111
	太 白 区			022-247-1111
	泉 区			022-372-3111
	宮 城 総 合 支 所	児童手当、児童扶養手当、特別児童 扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸 付金、自立支援教育訓練給付金、 高等職業訓練促進給付金、高等学校 卒業程度認定試験合格支援事業、 保育所入所、JR通勤定期割引、 母子・父子家庭医療費助成、子ども 医療費助成	保 健 福 祉 課	022-392-2111
秋 保 総 合 支 所	全 般	保 健 福 祉 課	022-399-2111	
こ ども 若 者 局	小学校入学準備支援事業	こ ども 支 援 給 付 課	022-214-2133	
石 巻 市	子ども医療費助成	保 険 年 金 課	0225-95-1111	
	特別児童扶養手当	障 害 福 祉 課		
	保育所入所	子 ども 保 育 課		
	児童手当、児童扶養手当、 小学校入学準備支援事業、母子・父 子家庭医療費助成、自立支援教育訓 練給付金、高等職業訓練促進給付金、 高等学校卒業程度認定試験合格支 援事業、JR通勤定期割引	子 育 て 支 援 課		
塩 竈 市	児童手当、母子・父子家庭医療費助 成、子ども医療費助成	保 険 年 金 課	022-355-6519	
	特別児童扶養手当、児童扶養手当、 小学校入学準備支援事業、自立支援 教育訓練給付金、高等職業訓練促進 給付金、JR通勤定期割引	子 ども 未 来 課	022-355-7610	
	保育所入所	保 育 課	022-353-7797	

市名	相談内容	担当課	電話番号
気仙沼市	子ども医療費助成	保険年金課	0226-22-3419
	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、母子・父子家庭医療費助成、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、保育所入所、JR通勤定期割引	子ども家庭課	0226-22-3429
白石市	児童手当、児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、JR通勤定期割引	子育て支援課	0224-26-8836
	保育園入所	こども未来課	0224-22-1363
	特別児童扶養手当	福祉課	0224-22-1400
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	健康推進課	0224-22-1362
	小学校入学準備支援事業	子育て支援課 学校管理課	0224-26-8836 0224-22-1342
名取市	全般	こども支援課	022-724-7119
角田市	全般	子育て支援課	0224-63-0134
多賀城市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、JR通勤定期割引、保育所入所	子ども政策課	022-368-1606
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	国保年金課	022-368-1697
岩沼市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、保育所入所、JR通勤定期割引、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	子ども福祉課	0223-23-0529
登米市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、保育所入所、JR通勤定期割引	子育て支援課	0220-58-5562
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	国保年金課	0220-58-2166
	小学校入学準備支援事業	学校教育課	0220-34-2679

市名	相談内容	担当課	電話番号
栗原市	全般	子育て支援課	0228-22-2360
東松島市	全般（下記内容を除く）	子育て支援課	0225-82-1111
	小学校入学準備支援事業	教育総務課	
大崎市	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、JR通勤定期割引	子育て支援課	0229-23-6045
	子育て支援、母子父子自立支援、各種相談		0229-23-6048
	保育所入所		0229-23-6040
富谷市	児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成、保育所入所、小学校入学準備支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、JR通勤定期割引	子育て支援課	022-358-0516
	特別児童扶養手当	地域福祉課	022-358-3294



©宮城県・旭プロダクション

町村・「小学校入学準備支援事業」は、町村によって名称が違います。
 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、県の各保健福祉事務所（地域事務所）にお問い合わせください。

町 村 名	相 談 内 容	担当課	電話番号
蔵 王 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、保育所・こども園入所	子育て支援課	0224-33-2122
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	全 般（下記内容を除く）	町民税務課	0224-37-2114
	保育所入所	教育委員会	0224-37-2112
大河原町	全 般	子ども家庭課	0224-53-2251
村 田 町	全 般	子育て支援課	0224-83-6405
柴 田 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、保育所入所、JR通勤定期割引	子ども家庭課	0224-55-2115
	駅前駐車場・自転車駐車場使用料の減免	都市建設課	0224-55-2121
	小学校入学準備支援事業	教育総務課	0224-55-2134
川 崎 町	全 般（下記内容を除く）	保健福祉課	0224-84-6008
	保育所入所	幼児教育課	0224-84-5247
丸 森 町	保育所入所	子育て定住推進課	0224-72-3013
	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、JR通勤定期割引	推進課	0224-87-7521
	母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成	保健福祉課	0224-72-3014
	小学校入学準備支援事業	学校教育課	0224-72-3035
亘 理 町	全 般	子ども未来課	0223-34-1225
山 元 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所入所、JR通勤定期割引、小学校入学準備支援事業	子育て定住推進課	0223-36-9835
	子育て家庭の総合相談・支援	こども家庭センター	0223-36-7644
	子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成	保健福祉課	0223-37-1113

町 村 名	相 談 内 容	担 当 課	電 話 番 号
松 島 町	特別児童扶養手当	町 民 福 祉 課	022-354-5706
	児童手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、JR通勤定期割引、小学校入学準備支援事業、保育所入所		022-354-5798
七ヶ浜町	全 般	子 ども 未 来 課	022-357-7454
利 府 町	児童手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、JR通勤定期割引	子 ども 支 援 課	022-767-2193
	保育所入所		022-767-2196
	特別児童扶養手当	地 域 福 祉 課	022-767-2148
	小中学校入学支援事業	教 育 総 務 課	022-767-2179
大 和 町	全 般（下記内容を除く）	子 ども 家 庭 課	022-345-7503
	特別児童扶養手当	福 祉 課	022-345-7221
大 郷 町	母子・父子家庭医療費助成、すこやか子育て（子どもの医療費助成）	町 民 課	022-359-5504
	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、JR通勤定期割引、保育所入所	町 民 課 こ ども 健 康 室	022-359-3030
	小学校入学準備支援事業	学 校 教 育 課	022-359-5514
大 衡 村	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成、乳幼児医療費助成、JR通勤定期割引	住 民 生 活 課	022-341-8512
	小学校入学準備支援事業、保育所入所	健 康 福 祉 課	022-345-0253
色 麻 町	JR通勤定期割引、母子・父子家庭医療費助成、乳幼児・児童医療費助成	町 民 生 活 課	0229-65-2156
	保育所入所、児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当	子 育 て 支 援 課	0229-66-1731
	小学校入学準備支援事業	教 育 総 務 課	0229-65-2212
加 美 町	全 般（下記内容を除く）	保 健 福 祉 課	0229-63-7870
		こ ども 家 庭 課	0229-87-8730
	小学校入学準備支援事業	教 育 総 務 課	0229-69-5112

町 村 名	相 談 内 容	担当課	電話番号
滝 谷 町	全 般	子育て支援課	0229-25-7906
美 里 町	全 般	子ども家庭課	0229-33-1411
女 川 町	全 般（下記内容を除く）	健 康 福 祉 課	0225-54-3131
	小学校入学準備支援事業	教 育 局	0225-54-3133
南 三 陸 町	児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小学校入学準備支援事業、保育所入所	保 健 福 祉 課	0226-46-1402
	母子・父子家庭医療費助成、 子ども医療費助成	町 民 税 務 課	0226-46-1373

宮城県母子・父子福祉センターについて

ひとり親家庭の親や寡婦の方のための施設として、各種相談や就業支援のための情報提供、資格取得のための講習会、就職・転職に役立つセミナーなどを実施しています。（20ページ、27ページ）

【所在地】仙台市宮城野区安養寺3丁目7-3

【電 話】022-295-0013（火・土曜日、祝日、年末年始を除く）

※令和7年4月から、施設移転に伴い所在地及び電話番号が変わる予定です。

